

伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付申請書

伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり保証料補給金の交付を申請します。

令和2年6月21日

伊根町長 吉本 秀樹 様

申請者

住 所 京都府与謝郡伊根町字〇〇

氏 名 株式会社 〇〇 代表 〇〇 印

記

保証料のうち上限 200,000 円

1. 申請金額 200,000 円

(振込先金融機関名 株式会社伊根銀行 当座・普通 No. 123456)

2. 調 書

融資の種別	経営あんしん（セーフティネット）融資 あんしん借換資金
融資実行額	27,500,000 円
融資実行日	令和2年6月1日
取扱金融機関	株式会社伊根銀行
保証料額	1,600,000 円（保証期間 月／据置 月）

注）京都信用保証協会の貸付実行報告書を添付

令和 年 月 日

京都信用保証協会 様

融資を受けた金融機関名

株式会社伊根銀行 様

住所 京都府与謝郡伊根町字

氏名 ⑩

京都府制度融資に対する借入金繰上償還情報の提出
に関する承諾書

融資を受けた金融機関名

私（当社）は、伊根町が実施する京都府制度融資に対する保証料補助制度の事務処理を行うにあたり、補助対象となっている制度の繰上償還を行った場合、その借入に関する情報を京都信用保証協会及び伊根町が伊根町の求めに応じて提出することを承諾します。

なお、提出を承諾する借入に関する情報は下記のとおりとします。

記

- 1 対象となる融資制度（京都府中小企業融資制度）
 - （1）中小企業支援融資
 - （2）経営あんしん（セーフティネット）融資
 - （3）産業活力推進融資
- 2 借入情報の提出承諾項目
 - （1）氏名
 - （2）住所
 - （3）業種
 - （4）繰上償還となった利用制度名
 - （5）融資期間
 - （6）貸付日
 - （7）貸付金額
 - （8）当初保証料
 - （9）繰上償還額
 - （10）繰上償還日
 - （11）繰上償還に伴う京都信用保証協会からの保証料返還金の額

誓 約 書

申請書の日付

令和 年 月 日に交付申請した「伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金」について、当該補助金が交付決定された際には、下記のことを遵守することを誓約いたします。

1. 申請内容に虚偽があった場合、交付を受けた当該補助金を即刻全額返還いたします。
2. 事業資金の繰上償還をして保証料の還付を受けたときは、速やかにその事実を伊根町に書面にて報告するとともに、伊根町が定める期日までに当該還付金のうち補助金に相当する額を返還します。
3. 繰上償還をしたにもかかわらず、上記の報告を怠り補助金の還付を行わなかった場合、遡って所定の補助金の返還を行います。

令和 年 月 日

伊根町長 吉本 秀樹 様

申請者

⑨